

国民健康保険の手続きはお早めに！

～加入・脱退は14日以内に～
退職などで勤務先の健康保険（社会保険など）の資格を喪失した場合は、国民健康保険（以下「国保」）に加入する手続きが必要です。また国保加入者が就職などで社会保険などに加入した場合も、国保を脱退する手続きが必要です。いずれの場合も異動があった日から14日以内に手続きをお願いします。
☎健康推進課 ☎22-1362

子育て世帯への臨時特別給付金（市独自給付）の申請はお済みですか

国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象外となる児童手当の所得制限を超えている方を対象とした「子育てへの臨時特別給付金（市独自給付）」の申請期限が迫っています。期限を過ぎるとお支払いすることができません。

●申請が必要な方

- ①平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育している保護者（市より特例給付を受給している方を除く。）
- ②令和3年12月以降に生まれた児童の保護者
- ③公務員の方で所属庁より特例給付が支給されている方
- 申請方法 添付書類など詳しくはホームページをご覧ください。
- 申請期限 3月15日（火）
- ☎子ども家庭課 ☎22-1363

■人口 32,473人（前月比）-53人
男15,982人 女16,491人
■出生件数 10件 ■死亡件数 58件
■世帯数 14,169世帯 ※住民基本台帳から、1月31日現在

※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末からの人口は外国人住民を含めた人数を掲載しています。

異動の時期は国民年金の届け出が必要です

結婚や就職、転職、退職などで、国民年金第1号被保険者に変更になった方は、2週間以内に届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
☎大河原年金事務所
☎0224-51-3111
健康推進課 ☎22-1362
日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp>

■国民年金の手続き

	こんなとき	変更後の種別	手続き先
第1号被保険者（学生・自営業者など）	就職して厚生年金などに加入した	第2号被保険者	勤務先
	結婚などで厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者（会社員・公務員など）	お勤め先を退職した	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	退職したあと、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）	収入増加などで配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	厚生年金などに加入していた配偶者が退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった	第2号被保険者	勤務先
	就職して厚生年金などに加入した	第3号被保険者	配偶者の勤務先
	配偶者が転職などで加入する厚生年金の種類が変わった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

※日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金への加入義務があります。
※市役所での手続きに必要なもの（基礎年金番号または個人番号が分かるもの、資格喪失証明書、身分証明書など）

高齢者にバスの乗車証を交付します

1カ月当たり4枚の乗車券（1乗車につき自己負担100円）と乗車証を交付します。
●対象者 70歳以上の方（昭和28年4月1日までに生まれた方）
※本年度交付を受けた方には、申請方法などについて別途お知らせします。
●対象区間 ミヤコーバス白石遠刈田線（福岡方面）の白石蔵王駅～田中前（大泉記念病院）間
●申請に必要なもの 印鑑
●申請場所・期間
①長寿課 3月22日（火）～
②市民生活課 4月12日（火）～
●その他 4月11日（月）までに交付を希望する方は、長寿課で手続きいただくか、郵送での対応になります。郵送で手続きを希望する場合は、3月25日（金）までにご連絡ください。
☎長寿課 ☎22-1361

市内の交通事故 1月1日～31日 ※（ ）は1月からの累計
■発生件数 85件(85件) ■死亡者数 0人(0人)
■負傷者数 1人(1人) ■物損件数 84件(84件)
■飲酒運転摘発者数 0人(0人)

重度心身障害者移動サービス 利用助成券を交付します

心身に重度の障がいがある方の社会参加を促進するため、移動サービス利用助成券を交付します。タクシー券か燃料券の一方を選択してご利用ください。

●助成内容

- ・タクシー券 1カ月当たり2枚を助成（1枚500円分）
- ・燃料券 1カ月当たり1枚を助成（1枚1,000円分）
- ※燃料券の利用には、車の名義人、運転される方の制限がありますのでご注意ください。

●対象者

- ①身体障害者手帳をお持ちで「1級」、「2級」の方
- ・部位別等級が「3級」の方で肢体不自由の下肢、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害、肝臓の機能障害に限る。
- ②療育手帳「A」の方
- ③精神障害者保健福祉手帳「1級」、「2級」の方
- ※所得制限の条件があります。また、施設入所者や3カ月以上の医療機関入院者、高齢者対象の高齢者タクシー利用助成券交付者は除きます。

●申請に必要な物 ①印鑑（代理申請時のみ）、②身体障害者手

市民生活課・税務課の休日窓口を開設および平日窓口を延長します

- 日時
 - ・3月26日（土）9:00～16:00
 - ・4月1日（金）17:15～19:00
- 取扱内容 ①住民異動届（転入・転出・転居など）、②印鑑登録、③住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明などの交付、④マイナンバーカードの受け取り（予約制）、⑤所得証明などの交付、
- ⑥マイナポイントの設定支援
※取り扱い内容は事前にお問い合わせください。
- 持ち物 マイナンバーカード・運転免許証などの身分証明書
- ☎市民生活課 ☎22-1312
税務課 ☎22-1313
デジタル推進課 ☎26-8228
（マイナポイントについて）

帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、③自動車検査証、④運転免許証（③④は燃料券を選択した場合）

- 申請受付場所および受付開始日
 - ①福祉課 4月1日（金）～
 - ②市民生活課 4月12日（火）～
 - ※市民生活課はタクシー券のみの受付になります。
 - ※助成券は申請した月単位で発行になります。

■休日窓口開設

- 日時 3月26日（土）9:00～16:00
- 場所 市役所3階第3会議室

■燃料券希望時の注意事項

- ①障がい者の方が所有する自動車が対象になります。
※療育手帳Aの方や18歳未満の障がい者の方は、同居する家族の所有する自動車も対象。
- ②障がい者本人以外の方が運転する場合は、次の条件に該当し同居する家族の方が運転することが条件です。
・身体障害者手帳、療育手帳の「鉄道旅客運賃減額」の種別が「1種」の方・精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方・18歳未満の障がい者の方
- ☎福祉課 ☎22-1400

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。（敬称略）
みやぎ仙南農業協同組合 代表理事組合長 舟山健一、株式会社ベガルタ仙台 代表取締役社長 佐々木知廣、株式会社白石倉庫 代表取締役社長 太宰榮一、蔵王リース株式会社、仙南信用金庫 本店営業部 本店営業部長 早川喜久雄

高齢者タクシー利用助成券を交付します

公共交通機関を利用できない満65歳以上の在宅高齢者の方に、タクシー料金の一部を助成します。

●対象者 要介護3以上の認定を受けている方で市民税非課税の方
●助成内容 助成券は1カ月あたり2枚（1枚500円分）を単位として交付します。

ただし、施設入所者や3カ月以上の入院、障害者を対象とした重度心身障害者移動サービス利用助成券の交付を受けている方は利用できません。

●申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②介護保険被保険者証
- 申請場所・期間
 - ①長寿課 3月22日（火）～
 - ②市民生活課 4月12日（火）～
 - ※助成券の利用は4月1日からです。申請が遅れると、1カ月単位で助成券の交付枚数が減るのでご注意ください。
 - ☎長寿課 ☎22-1361

毎月7日は「白石温麺の日」
白石温麺を食べましょう